

大和市監査委員告示 23号

令和2年5月29日付け大和市監査委員告示第19号をもって公表した総務部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月16日

大和市監査委員 木原 英和

大和市監査委員 鳥 淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(管財課) 普通財産の貸付及び管理に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(管財課) 年度当初の調定事務において、早期の段階で複数の職員による確認を徹底させ、再発防止に努めます。 本来平成31年4月1日付で調定すべきところ、未調定であったことを把握したため、同年9月27日に相手方へ電話により経緯の説明を行った上で納付書を送付し、同年10月4日に領収しました。</p>